

令和4年 第3回

宮崎市教育委員会（定例会）

会 議 録

公 開 部 分

令和4年 第3回宮崎市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年3月23日（水）13：40～15：30

2 場 所 教育委員会室

3 出席者 【教育長・教育委員】

西田教育長、今門代表教育委員、畠山委員、片山委員、小林委員

【事務局】

迫田教育局長

（企画総務課）川邊課長、井上補佐、川崎室長、河野主事

（学校施設課）河野課長

（学校教育課）牧野課長、田中補佐、恒松主幹

（教育情報研修センター）堀之内所長

（生涯学習課）中野課長

（保健給食課）松崎補佐

（文化財課）白坂課長

4 議 案

番号	件名	説明者
議案第8号	課長相当職以上の職にある者の人事異動について	教育局長
議案第9号	宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改正について	企画総務課長
議案第10号	宮崎市教育委員会職員の職名規則の一部改正について	企画総務課長
議案第11号	宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について	企画総務課長
議案第12号	宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について	生涯学習課長
議案第13号	宮崎市公民館処務規則の一部改正について	生涯学習課長
議案第14号	宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について	生涯学習課長

5 報 告

番号	件名	説明者
報告第10号	令和4年第2回宮崎市議会定例会（3月）の報告について	教育局長
報告第11号	新型コロナウイルス感染症に係る対応について	教育局長
報告第12号	その他の事案の報告について	学校教育課長
報告第13号	事故等の報告について	学校教育課長
報告第14号	臨時代理の報告について	学校教育課長

西田教育長	<p>それでは定刻になりましたので、ただ今から、第3回教育委員会定例会を開会します。</p> <p>本日の傍聴者はありません。</p> <p>それでは、会次第「2 会議録署名人の指名」です。本日の会議録の署名人は、私西田と、畠山教育委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし。
西田教育長	<p>会次第「3 行事報告等」に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>「(1) 教育長報告」ですが、記載のとおりです。</p> <p>「(2) 委員報告」ですが、報告案件はございません。</p> <p>次に、「(3) 教育局長報告」です。2月28日から3月18日まで開催されました「令和4年第2回宮崎市議会定例会(3月)」については、後ほど議事の報告として、事務局から説明します。</p> <p>次に、「(4) 各課行事報告等」は、記載のとおりですが「①学校教育課」行事にございます、3月16日(水)に行われた「市内中学校卒業式」について事務局から報告をお願いします。</p>
牧野学校教育課長	<p>まず、2段目の3月16日に行われました中学校の卒業式です。今年度3,173名が卒業しました。昨年度は、3,128名でしたので、45名の増となっています。出席者については、昨年度同様、来賓はPTA代表1名のみとし、学校規模に応じた実施となりました。</p> <p>なお、小学校は明日、卒業式を行う予定です。今年度小学校では3,821名が卒業予定です。昨年度は、3,785名でしたので、36名の増となる見込みです。報告は以上です。</p>
西田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、同じく「①学校教育課」行事にございます、3月22日(火)に行われた「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」について事務局から報告をお願いします。</p>
牧野学校教育課長	<p>新型コロナウイルス感染症対策特別委員会についてご報告します。委員会では、学校のオミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症対策について事情聴取が行われました。オミクロン株発生以降に対策を強化した点として、児童生徒の体調が少しでも普段と異なる場合だけでなく、同居する方に同様の症状がある場合も、登校を控えるようにすること。また、不織布マスクを推奨するため、各教室に不織布マスクがいつでも利用できるよう、箱単位で配布をしたこと。また、学校における感染リスクが高いとされるリコーダー等の演奏や、近距離で組み合うなどの学習活動については禁止すること。さらには、学校における感染予防については、健康管理部等の関係部署と連携を図り、適宜内容を変更しながら、対策をしていくことなどを説明したところです。報告は以上です。</p>
西田教育長	これまでの報告に対する質問等何かありませんか。
委員	なし
西田教育長	<p>他にないようでしたら、8号から11号については、傍聴者、事務局職員の配布の資料がございますので、会次第「7 行事予定」の説明後に、審議をします。それではまず、議案第12号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」、議案第13号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」</p>

	と議案第14号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」は関連しますので、一括して説明をお願いします。
中野生涯学習課長	<p>資料7ページ以降をご覧ください。議案第12号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」、議案第13号「宮崎市公民館処務規則の一部改正について」、議案第14号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」です。この3議案については関連がございますので、一括してご説明します。</p> <p>提案理由は、「公民館等において補助執行させる事務の内容等について、所要の改正を行うため」及び「公民館等における所管事務を明確化する等のため」です。</p> <p>本市には、「中学校区に一公民館」との方針のもと、社会教育法に基づく「公民館」のほか、公民館の建て替え等に伴い複合化、多機能化された「交流センター」や「農村環境改善センター」等、異なる名称や機能を持つ施設がございます。</p> <p>「公民館」は、社会教育法に定める定期講座、いわゆる公民館講座や、図書の利用、集会の開催など、社会教育の提供を主眼とした施設であることから、教育委員会所管の施設です。一方、「交流センター」や「農村環境改善センター」は、公民館の機能に加え、児童の遊びや高齢者の憩いなど、従来の公民館にはない機能を備えていることから、純粋な社会教育施設ではなく、市長が使用の許可権限を持つ市長部局の所管施設です。それぞれ施設の形態や所管は異なりますが、地域で利用される市民の皆様には公平にサービスを提供することから、地方自治法の定めによる「補助執行」という形で、市長部局の施設である「交流センター」や「農村環境改善センター」においても、市長部局の職員が、教育委員会の事務である公民館講座等を行ってきています。</p> <p>今回、関係規定を整理する中で、教育委員会と市長部局における役割分担や、施設の管理権限が不明瞭な部分を確認されましたことから、それぞれが行うべき事務の内容と、権限について整理を行い、改正を行うものです。</p> <p>改正内容としましては、「交流センター」や「農村環境改善センター」は市長に管理権限のある施設ですので、教育委員会の事務、具体的には公民館講座や、名称を新たに「はたちの集い」とした成人式等、ソフト事業はこれまでどおり補助執行により行う一方、施設の維持管理等は市長部局職員の従来の事務として、教育委員会からの依頼によって行うものではないことを明確化し、規定から削除するものです。この改正によって市民の皆様へのサービス内容に直接影響はございませんが、役割分担を明確化することで、職員が更に主体的に館の運営に取り組むための意識付けに繋がるものと期待しているところです。なお、この訓令の施行期日は、令和4年4月1日からとしています。説明は以上です。</p>
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし
西田教育長	それでは、議案第12号「宮崎市教育委員会の権限に属する事務の補助執行規程の一部改正について」、ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし
西田教育長	ご承認ありがとうございます。続いて、議案第13号「宮崎市公

	民館処務規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし
西田教育長	ご承認ありがとうございます。続いて、議案第14号「宮崎市教育委員会公印規則の一部改正について」ご承認いただけますでしょうか。
委員	異議なし
西田教育長	<p>ありがとうございます。議案第12号から13号、14号まで、承認されました。</p> <p>続いて、報告です。13ページをご覧ください。本日、報告が5件です。</p> <p>5件のうち報告第14号「臨時代理の報告について」ですが、こちらについては、傍聴者・事務局職員の退室の必要ですので、会次第7「行事予定」の説明後に、事務局から報告をします。</p> <p>それでは、まず、報告第10号「令和4年第2回宮崎市議会定例会（3月）の報告について」、事務局から説明をお願いします。”</p>
迫田教育局長	<p>令和4年第2回宮崎市議会定例会について報告します。本日配布しています資料、報告10号別紙1、令和4年第2回宮崎市議会定例会（3月）の概要をご覧ください。3月市議会定例会については、2月28日（月）から3月18日（金）までの日程で開催されました。</p> <p>まず、一般質問についてですが、教育委員会に対し、11名の議員から62の質問をいただきました。いただいた質問については、別紙2のとおりです。</p> <p>主なものとして、「コロナ禍の学校生活について」、「不登校対策について」、「ヤングケアラーについて」などの質問がございました。</p> <p>次に、議案質疑についてですが、別紙1の中ほどの、議案質疑をご覧ください。</p> <p>「議案第2号 令和4年度宮崎市一般会計予算案」のうち、教育委員会関連として、教育情報研修センターの『学校ICT環境整備促進事業』につきまして、谷口 真理子議員より12問の質疑がございました。また、生涯学習課の『児童クラブ施設整備事業』につきまして、山口 俊樹議員より5問の質疑があり、それぞれ答弁を行っています。</p> <p>また、「議案第18号 令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第18号）案」のうち、学校施設課の『小学校空気調和設備整備事業』及び『中学校空気調和設備整備事業』につきまして、谷口 真理子議員より11問の質疑があり、答弁を行いました。</p> <p>次に、議案の状況につきまして、提出議案をご覧ください。今回、教育委員会関連議案として、議案第2号「令和4年度宮崎市一般会計予算案」と議案第18号「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第18号）案」の2件の議案ですが、こちらの議案の詳細については、前回の教育委員会定例会でご説明させていただいておりますので省略しますが、いずれも可決されています。</p> <p>これに加えて、議案第56号「令和3年度宮崎市一般会計補正予算（第19号）案」を追加提案し可決されています。追加提案分については、「科学技術館指定管理料」ですが、これは、新型コロナウイルス感染拡大によるまん延防止等重点措置の適用に伴い、令和4年1月22日から2月13日までの（23日間）、科学技術館を</p>

	<p>市の要請により休館したため、その期間の営業損失相当の補償金について増額補正したものです。</p> <p>続きまして、提出報告については、教育委員会関連として1件ございまして、木花小学校敷地内において、ブロック塀が倒壊し車両破損が生じたことに伴う専決処分の報告をしました。</p> <p>最後に、議案の可決にあたり、文教民生委員会委員長報告の中で意見・要望が6つございましたので、ご報告します。詳細については資料に書いていますので、簡単に説明しますと、まず、「学校林売払収益金活用事業」については、本事業の幅広い周知に努めること、それからその次の、「公立夜間中学設置準備事業」については、先進地の状況も調査し、よりよい夜間中学が設置できるよう取り組むこと。次に、「不登校児童生徒対策事業」については、身近な地域で不登校児童・生徒が相談できる体制が構築されるよう。次に、「小中学校医療的ケア児支援事業」については、安心して学校生活を送れる体制の整備に努めること。次に、「児童クラブ施設整備事業」については、更なる事業拡大について検討すること。最後に、「旧みやざき歴史文化館管理事業」については、適正な管理を行い、有効的な資料の活用に取り組むこと、とのことでした。3月定例会についての報告は以上です。</p>
西田教育長	ただいま説明のありました、報告第10号について、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
西田教育長	他にないようでしたら、続きまして、報告第11号「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、報告第12号「その他の事案の報告について」、報告第13号「事故等の報告について」、ですが、こちらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし
西田教育長	それでは、これより非公開とします。
西田教育長	それでは、ここで非公開を解除します。 次に、会次第「5 その他」に移らせていただきます。委員の皆さまから、情報提供等がありましたら、お願いします。
委員	なし。
西田教育長	それでは次に、会次第「6 次回教育委員会について」、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	次回定例会は、令和4年4月20日（水）、13時40分から教育委員会室において、お願いしたいと考えています。
西田教育長	ただ今説明のありました日時で、委員会を開催しますので、よろしくをお願いします。 続きまして、会次第「7 行事予定」について、事務局から説明をお願いします。
川邊企画総務課長	(行事予定説明)
西田教育長	ただいまの説明に対し、ご質問はございませんか。
委員	なし。
西田教育長	他にないようでしたら、資料3ページにお戻りください。 続いて、議案第8号「課長相当職以上の職にある者の人事異動について」、議案第9号「宮崎市教育委員会事務局処務規則の一部改

	<p>正について」、議案第10号「宮崎市教育委員会職員の職名規則の一部改正について」、議案第11号「宮崎市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」、の4件と、資料18ページにございます報告第14号「臨時代理の報告について」ですが、これらについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
西田教育長	<p>それでは、これより非公開とします。</p>
西田教育長	<p>それでは、ここで非公開を解除します。 以上をもちまして、第3回定例会を終了します。</p>